

PIERS 研究会 会則

H25.8 発効、H28.4 改訂

第 1 章 総則

(名称)

第1条 本会は、PIERS 研究会(以下「研究会」という)と称する。

第2条 研究会は、事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 研究会は広く PIERS の調査、研究を行うことによって、わが国のウオーターフロント利用の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) PIERS に関する調査、研究
- (2) PIERS に関する資料の収集、保管、公開
- (3) PIERS に関するコンサルティング業務
- (4) PIERS を利用したウオーターフロント計画の促進
- (5) PIERS 研究の発展に資する国際活動
- (6) PIERS に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施
- (7) PIERS に関する啓発および広報活動
- (8) その他目的を達成するために必要なこと

第 3 章 会員

(会員)

第5条 研究会の目的に賛同して入会した個人または団体を会員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、その旨を会長に届け出、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 研究会の事業活動に生ずる費用に充てるため、会員は、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより退会できる。

(除名)

第9条 会員が研究会の名誉を傷つけまたは研究会の目的に反する行為をするに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 個人会員が死亡したときまたは団体が解散したとき

第4章 役員等

(役員)

第11条 研究会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会長	2名
事務局長	1名
理 事	10名以内
監 事	2名以内

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において、会員のうちから選任する。

(役員職務)

第13条 会長は、研究会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- 3 事務局長は、事務を統括する。
- 4 理事は、会務を執行する。
- 5 監事は、業務及び財産状況を監査する。

(役員任期)

第14条 役員任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員は、役員会が選出し、任期は前任者の残任期間とする。なお、次期総会に報告するものとする。

(顧問等)

第15条 研究会に、顧問、参与及び相談役をおくことができる。

- 3 顧問、参与及び相談役は、役員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 4 顧問、参与及び相談役は、会長の諮問する事項を審議する。

第5章 会議

(会議)

第16条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上、役員会は、役員の3分の2以上の者が出席して、開催しなければならない。

(決議)

第18条 会議の議決事項は、出席者の過半数をもって、決定しなければならない。ただし、可否同数のときは、議長が決定する。

(総会)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後、すみやかに招集する。
- 3 臨時総会は、役員会において必要と認めるとき、招集することができる。

(委任状等)

第20条 総会に出席できない会員は、委任状をもって他の出席者に議決権を委任することができる。この場合において、委任者は第17条の適用について出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第21条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他重要事項

(役員会)

第22条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(役員会の議決事項)

第23条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会において委任された事項
- (4) その他重要事項

第6章 資産及び構成

(資産の構成)

第24条 研究会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産に生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第25条 研究会の資産は、役員会の議決した方法に基づき、会長が管理する。

第7章 会計

(事業年度)

第26条 研究会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第27条 研究会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもって、これに充てる

- 2 会費は、3年毎に、10,000円を納入（振り込み先は以下に示す）する。納入された会費は返金しない。

(会計書類)

第28条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、20日以内に監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支に関する決算書類
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、その結果を通常総会に報告しなければならない。

第8章 雑則

(事務局)

第29条 研究会の事務を処理するための事務局を設ける。事務局の組織及び管理に関して必要な事項は別に定める。

(細則)

第30条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営上必要な細則は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

附則

- 1 本会則は平成25年8月27日から適用する。 (4)